

港湾法の一部を改正する法律案要綱

第一 非常災害時の船舶の交通の確保に資する緊急確保航路制度の創設等

一 船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路である開発保全航路について、従前より当該航路に含むものとして定められている構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設に加え、船舶の待避のため必要な施設を含むものとし、国土交通大臣がその開発及び保全を行うものとする。

(第二条第八項関係)

二 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会を組織することができるものとする。

(第五十条の四関係)

三 国土交通大臣は、非常災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち一定の区域内及び緊急確保航路（非常災害時において船舶の交通を緊急に確保する必要がある航路をいう。以下同じ。）内において、障害物の除去を迅速に進めるため船舶の処分等ができるものとする。

(第五十五条の三の三及び第五十五条の三の四関係)

四 緊急確保航路内において、みだりに、船舶、土石等を捨て、又は放置してはならないものとするとも、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないものとする事。

(第五十五条の三の四関係)

五 技術基準対象施設の維持について、定期的に点検を行うことその他の一定の方法により行わなければならないものとする事。

(第五十六条の二の二第二項関係)

六 港湾管理者は、外郭施設その他の一定の技術基準対象施設(以下「特定技術基準対象施設」という。

一)について、非常災害が発生した場合の船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、港湾管理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)で当該施設を管理する者に対し必要な勧告又は命令ができるものとする事。

(第五十六条の二の二十一関係)

七 国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができるとする事。

(第五十六条の二の二十二関係)

八 港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該施設の維持

管理状況について報告を求め、又は事務所等に立ち入り、検査することができるものとする。

(第五十六条の五第三項関係)

第二 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

一 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積み貨物(以下「輸入ばら積み貨物」という。)の海上運送の用に供される一定の規模以上の埠頭を有するものうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の事情を勘案し、当該埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができるものとする。

(第二条の二関係)

二 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)は、当該港湾の効果的な利用を推進するため、特定利用推進計画を作成することができるものとする。(第五十条の六関係)

三 特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会を組織することができるものとする。(第五十条の七関係)

四 特定利用推進計画において定められた事業に関する港湾区域内における工事等の許可等の特例を設けるものとする事。

(第五十条の八関係)

五 輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあつた後において当該施設の所有者等となつた者に対しても、当該協定の効力があるものとする事。

(第五十条の九から第五十条の十五まで関係)

第三 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとする事。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、第一の五の規定及び第二の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の六から八までの規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第四条関係)